

第4次吉富町行政改革実施計画進捗状況

●一般行政関係

1. 事務事業の見直し関係 (1)事務事業の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | | | | | | 平成21年度進捗状況 |
|---------------------------------|--|----|----------|--------------------------------------|--------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 枠配分型予算 編成の導入 | 積み上げ型予算には財源の 限界があり、予算の配分を行 うことにより適正規模の執行 を行うことを目的とする。 | 1 | 新規 | 平成20年度当初予算から試 行予定 予算規模の適正化を目指す | 企画財政課 | — | — | △ | ○ | → | 平成19年度に、将来にわたり安定した財政基盤を確立することを目的とし、 吉富町財政健全化計画を策定しており、現在この計画に基づいて予算編成 を行っている。 平成21年度当初予算作成時に枠配分型予算編成についての検討を行っ たが、本町のように財政規模が小さな自治体においては、新規事業の実施 や突発的な事象の発生により予算総額が大きく左右されるため、本町にはな じみにくい手法であると思われる。 代替策として、「予算規模の適正化」という観点から、各課において要求さ れた歳入・歳出総額を精査し、予算総額を十分検討した上で、適当な配分を 決定するという手法をとりいれている。 |
| 町税の口座振 替 | 収納率の向上に向けて、引 き続き口座振替を推進する。 | 2 | 継続 | 一般税口座振替の推進 | 税務課 | 38% (33.34%) | 40% (35.25%) | 40% | 40% | 40% | ◎平成22年2月現在 一般税32、65%（住民税23、00% 固定資産税44、32% 軽自動車税2 4、06%） 国保税49、91%（平成22年2月現在 542世帯／1,086世帯） 今年度については、10月から住民税の年金特徴がはじまったことにより、口 座振替率は減少した。 昨年同様各種文書及び役場窓口来庁時に口頭にて口座振替をPRするなど 引き続き口座振替の推進に努めた。平成21年度も確定申告時に口座振替 の推進を重点的に実施する。 ・広報よしみを利用して納期のお知らせの際、口座振替をPR。 ・口座振替をPRした窓口封筒を使用。・納税通知書や督促状の送付の際、 口座振替PR封筒を使用。 ・督促納付書による窓口納税者に口座振替を勧めた。 ・臨戸徴収の際、口座振替を勧めた。 ・国保新規加入者に口座振替を勧めた。 ・福岡県地方税収対策本部北九州地区特別対策班との共同滞納処分事案 についての分納誓約に伴う納付については、口座振替を原則推進した。 |
| | | | | | | 33.34% | 35.25% | 34.42% | 33.98% | 32.65% | |
| | | 3 | 継続 | 国保税口座振替の推進 | 健康福祉課 税務課 | 55% (48.99%) | 60% (50.24%) | 55% | 58% | 60% | |
| | | | | | | 48.99% | 50.24% | 52.22% | 48.76% | 49.91% | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|----|--------------|--|------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|--|
| 住宅料・保育料の口座振替 | 収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。 | 4 | 継続 | 住宅料の口座振替の推進 | 健康福祉課 | 57% (52.1%) | 60% (56.2%) | 57% | 58% | 60% | ◎平成22年2月末現在 50.32%(77戸/153戸) ・入居可能戸数は156戸であるが、現在3戸空室(修繕依頼中) |
| | | | | | | 52.10% | 56.20% | 56.0% | 56.9% | 50.3% | |
| | | 5 | 継続 | 保育料(町外保育所入所者分のみ)口座振替の推進 | 健康福祉課 | 25% (39.5% 17人/43人) | 30% (57.1% 28人/49人) | 58% (62.2% 33人/53人) | 58% (76.4% 26人/34人) | 60% | ◎平成22年2月末現在 73.52% ・町外保育所入所者は43名中9名は保育料無料 |
| | | | | | | 39.5% | 57.1% | 62.2% | 76.4% | 73.5% | |
| 納期前納付に対する報奨金の削減 | 制度の初期の目的である税収の早期確保と納税意識の向上という目的は達成されたと思われるので、事業の削減を図る。 | 6 | 新規 | 平成18年度に縮減した納期前納付に対する報奨金を廃止する。 現行「100分の0.5」を廃止する | 税務課 | — | — | △ 周知 期間 | ○ | → | 平成20年度から報奨金の交付を廃止している。 |
| | | | | | | — | — | 周知 期間 | 実施 (完了) | — | |
| 敬老記念品対象者の見直し | 高齢者の増加が見込まれる中、事業の一部縮小を図る。 | 7 | 集中改革プランからの継続 | 羽毛布団の贈呈対象年齢を現行の88歳以上全員から88歳に限定 | 健康福祉課 | ○ | → | → | → | → | 平成21年度実績(記念品の額 5,000円) 88歳以上(125人)→88歳(20人) |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| | | 8 | 集中改革プランからの継続 | 座布団の配布対象年齢を現行の70歳以上全員から70歳から74歳までに限定 | 教務課 | △ 周知 | ○ | → | → | → | 座布団配布は、平成19年度に廃止した。 |
| | | | | | | 周知 | 実施 | 実施 | 平成19年度事業廃止 (完了) | — | |
| ジャンボタニシ駆除賃金の廃止 | 現在、黒川等のジャンボタニシ駆除については、作業員を雇用する形で行っているが、今後は受益者である農業者の自主的な駆除を促進する。 | 9 | 集中改革プランからの継続 | ジャンボタニシは農業者において自主的な駆除を行う | 産業建設課 (産業経済課) | △ 周知 期間 | ○ | → | → | → | 平成18年度から実施し、平成17年度対比76,700円の削減が図られた。 |
| | | | | | | 周知 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 講演会事業等の見直し | 他課との連携により開催回数を減らし、内容の充実を図るとともに、総体的には予算総額を圧縮する。 | 10 | 集中改革プランからの継続 | 講演会等を実施する担当課の連携を図り、全庁的に事業内容、実施回数を検討する。 | 教務課 | ○ | → | → | → | → | 他事業の廃止に伴い連携はないが、年2回開催を年1回に見直し計画していたが、新型インフルエンザの影響で実施を見送った。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 未実施 | |
| 国際交流事業の廃止 | 町民が国際感覚を身につけるための事業として平成9年度からはじめたものであるが、近年はこの事業に対する町民の関心も薄れているので、現交流員との契約終了をもって廃止する。 | 11 | 集中改革プランからの継続 | 国際交流員の設置を廃止する。 | 教務課 | △ 検討 | ○ 完了 | → | → | → | 18年度に国際交流員設置を廃止した。 |
| | | | | | | 検討 | 完了 | — | — | — | |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|----|--------------|---|--------------|-------------------------------------|--|
| 小学校と中学校・幼稚園と保育園の連携強化 | ・1町1校の特性を最大限に生かし、小、中学校の連携を密にし更なる教育の充実を推進する。 ・公立・私立保育園と幼稚園の連携を密にし、保育園と幼稚園児また、その保護者間の交流を行う。 ・地域住民の協力と理解を求め、地域に密着した学校運営に努める。 | 12 | 継続 | 教師・職員間交流や児童間及び児童生徒間交流を行い体験入学・入園及び学校・園訪問を計画的に実施する。 また、地域の教育力を活用した教育活動を積極的に推進するため、町広報に学校紹介等を年2回以上掲載し、理解・協力を得る。 | 教務課 健康福祉課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | ・3月に保育園・幼稚園・小学校連絡会を開催。それに関連し、小学校教諭が各園を訪問。 ・中学3年生が保育士体験学習実施。・ボランティア活動で中学生が各園を訪問。 ・小学校が教育講演会の開催案内を町内保育所等に配布し、保育士等が参加した。 ・学校紹介については、幼稚園・小・中学校各2回広報よしとみに掲載した。 |
| 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供 | 少子化の現状を踏まえ子育て支援対策として、町立幼稚園・保育園の総合的な運営を推進する。 | 13 | 新規 | 教育・保育の総合的な提供を行うため、町立幼稚園・保育園の今後のあり方について、認定子ども園制度を含めた研究・検討を行う | 教務課 健康福祉課 | — — △ → ○ — — 検討 実施 実施 | 計画を1年前倒しし、平成20年4月1日に幼保一体化施設として「子どもの森」を開設し、幼稚園と保育園の特色を生かした施設運営に努めている。 |
| スポーツ振興のための環境づくり | 地域の誰もが年齢的、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じて自由に参加できるスポーツクラブの設置を目指し、その環境づくりを推進する。 | 14 | 継続 | ・総合的域スポーツクラブ育成 ・小・中学校のスポーツクラブの連携 ・子どもたちの体力向上の促進 ・生涯スポーツの推進 | 教務課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 既存事業の見直し、充実と新規事業の実施により、①幼児期からの子どもの体力づくり、②少年スポーツ活動の活性化、③生涯スポーツの推進、④全町的なスポーツ気運の醸成を図った。 |
| 水洗化率の向上 | 公共下水道整備の推進に伴い、地元説明会の開催や広報・お知らせ等で水洗化率の向上を図る。 | 15 | 継続 | 水洗化率の目標は、各年供用開始後3年間で70%とする。 | 上下水道課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成16年度供用開始132戸 6年目で55.3%(73戸) 平成17年度供用開始123戸 5年目で37.3%(46戸) 平成18年度供用開始165戸 4年目で47.9%(79戸) 平成19年度供用開始136戸 3年目で41.9%(57戸) 平成20年度供用開始106戸 2年目で46.2%(49戸) 平成21年度供用開始122戸 1年目で29.5%(36戸) (平成22年2月末現在) |
| 扶助費の見直し | 介護保険の利用割合80%以上を支給対象から外す | 16 | 集中改革プランからの継続 | 在宅寝たきり老人等介護手当の見直し(介護保険の利用割合の高い人を支給対象から外す) | 健康福祉課 | △ 周知期間 ○ → → → 周知 実施 実施 実施 実施 | 平成17年度実績対比で1,330,000円の削減が見込まれる。 |
| | 課税世帯2/3→1/2 ※非課税世帯3/4、生保世帯は据置き | 17 | 集中改革プランからの継続 | あんしん住宅リフォーム事業の助成額の見直し | 健康福祉課 | △ 周知期間 ○ → → → 周知 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度の見直しにより439,000円の削減が見込まれる。 |
| | デイサービス利用者から利用料の外に食事負担金(300円)を自己負担してもらうことにより、委託料を削減する。 | 18 | 集中改革プランからの継続 | 生きがいデイサービス事業の委託料の削減 | 健康福祉課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | ・生きがいデイサービスの該当者 0人 平成20年8月から介護予防事業配分金で介護予防通所事業といきいき介護予防支援通所事業を実施し対象者は、これらの事業を利用しているので、結果的に一般財源分負担の削減が図れた。 |

| | | | | | | |
|--------|---|----|--|-------|-----------|--|
| 物件費の削減 | 行政コストの削減を図るため、光熱費や事務用品など「物」に係る物件費についても公用車の一元管理、消耗品の単価入札等を実施することによりコスト削減を図る。 | 19 | 集中改革プランからの継続 物件費を当初予算ベースで対平成16年度予算で12,000千円削減 | 全課 | ○ → → → → | <p>物件費については、不要な電灯の消灯、長時間使用しないOA機器の電源OFF、コピー用紙の裏面再利用など当り前のことではあるが、各職員が意識を持って励行しているため、削減の効果が現れている。</p> <p>平成20年度決算額(163,643千円) 平成16年度決算額(220,704千円)対比で57,061千円の削減 平成19年度決算額(184,658千円)対比で21,015千円の削減 (No.10講演会費、No.21委託料、No.22町長交際費は除く。)</p> |
| | | 20 | 集中改革プランからの継続 公用車の課所有から全庁管理による台数削減 | 総務課 | △ ○ → → → | <p>公用車の一元管理で老朽化した軽自動車2台を買い替え、10人乗りワゴン車を廃車し、防犯パトロール車を購入した。</p> <p>★平成22年2月時点公用車数 25台</p> |
| | | 21 | 集中改革プランからの継続 全ての委託契約を見直すことにより、委託料の削減 | 全課 | ○ → → → → | <p>委託料は、国の制度改正に伴う電算システム構築など高額な委託料が発生する年があるため、委託料全体を年度ごとに単純な比較はできない。しかし、経常的な経費を検証すると、平成16年度決算額(101,995千円)に対し、平成20年度決算額(83,174千円)と18,821千円の削減が図られている。これは、入札や長期契約の導入により契約額が削減された効果である。</p> <p>平成20年度決算額(114,846千円) 平成16年度決算額(114,877千円)対比で31千円の削減 平成19年度決算額(124,508千円)対比で9,662千円の削減</p> |
| | | 22 | 集中改革プランからの継続 町長交際費の削減 | 総務課 | ○ → → → → | <p>町長交際費の削減については、毎年度実施しており、平成20年度からは予算額を1,000千円とし、平成16年度予算額から半減した。また、支出実績についても大幅な削減があった。</p> <p>平成16年度決算(1,195千円)対比で平成21年度見込(175千円)と1,020千円削減</p> |
| | | 23 | 集中改革プランからの継続 事務消耗品の単価入札を実施することにより事務消耗品費の削減 | 企画財政課 | ○ → → → → | <p>平成18年度から、ファイルなど比較的大量に購入される事務消耗品(30品目)について、単価入札を実施している。町の機関全体で、その単価契約で購入している。</p> |

1. 事務事業の見直し関係 (2) 規制緩和の推進 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|--------------------|----|-----------------|------------------------|----|----------------|----|----|----|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 見直し 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 押印廃止の推進 | 申請書の押印は、可能な限り廃止する。 | 24 | 継続 | 引き続き申請書の押印は、可能な限り廃止する。 | 全課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | | | | | 本年度創設した申請書はない。 | | | | |

1. 事務事業の見直し関係 (3) 補助金の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|---|------------------------------------|-------------|-----------------|------------|---|----|--|----------------|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 各種補助金・助成金の見直し | 補助金等については、事業効果、実績等を検討し整理統合する。また、創設される補助金についてはサンセット方式の導入を検討する。 | 25 | 継続 | 補助金実績報告書の提出の義務化 | 全課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 吉富町補助金交付規則に基づき実績報告書の提出を義務付けており、補助事業者から必ず実績報告書の提出を受けている。また、平成19年度から実施している負担金補助金評価シートにより、必要性、効果等を精査し、補助金等の適正化を図っている。 | | |
| | | 26 | 継続 | サンセット方式の導入の推進 | 全課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 平成21年度創設した補助金はない。 | | |
| 27 | 集中改革プランからの継続 | 新たに「補助金交付基準」を制定し、全補助金を見直す | 企画財政課 全課 | △ システム確立 | ○ | → | → | → | → | |
| | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 平成18年9月に「吉富町補助金交付基準」を策定した。また、平成19年度から負担金補助金評価シートを作成し、全ての負担金補助金等について、補助金交付基準に基づき、その必要性、効果等を検証している。今後も毎年評価シートにより、検証を行い、補助金等の適正化を図る。 | | | | |
| 28 | 集中改革プランからの継続 | 行政各種審議会、委員会が毎年1回実施している研修会に対する助成の廃止 | 全課 | △ | ○ | → | → | → | → | |
| | | | | 検討 | 実施 (完了) | - | - | - | 平成18年度から廃止している | |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|---|-------------------------------|--|
| | | 29 | 集中改 革プラン からの 継続 | 吉富町明るい選挙推進協議 会への町補助金を現行の6 万円から4万2千円に減額 | 総務課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成17年度から補助金を42,000円に削減している。 |
| | | 30 | 集中改 革プラン からの 継続 | 吉富町土地開発公社補助金 の廃止 | 企画財政課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成17年度から補助金を全額カットしている。 |
| | | 31 | 集中改 革プラン からの 継続 | 身障福祉会助成金の減額 | 健康福祉課 | △ ○ → → → 検討 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度から250,000円の補助金を220,000円へ削減している。 |
| | | 32 | 集中改 革プラン からの 継続 | 吉富町民生委員児童委員協 議会の助成金を67万5千円 を60万円に減額 | 健康福祉課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成19年度から助成金を50万円に削減している。 |
| | | 33 | 集中改 革プラン からの 継続 | 町転作助成金の廃止 | 産業建設課 (産業経済 課) | ○ → → → → 実施 実施(完了) - - 実施 | 平成17年度から助成金(平成16年度実績800,000円)を廃止している。 |
| | | 34 | 集中改 革プラン からの 継続 | 土地改良区への助成金を1, 900千円から1,500千円に 減額 | 産業建設課 (産業経済 課) | △ ○ → → → 検討 実施 実施 実施 実施 | 平成18年度から助成金を1,500,000円に減額している。 |
| | | 35 | 集中改 革プラン からの 継続 | 吉富町体育協会助成金の減 額 | 教務課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度から助成金(平成16年度実績2,900,000円)を2,000,000円に減額している。 |
| | | 36 | 集中改 革プラン からの 継続 | 吉富町青少年育成町民会議 助成金の減額 | 教務課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成18年度から助成金(平成16年度実績500,000円)を350,000円に減額している。 |
| 37 | 集中改 革プラン からの 継続 | 吉富町子ども会育成連絡協 議会助成金の減額 | 教務課 | △ ○ → → → 検討 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度から助成金(平成18年度実績860,000円)を560,000円に減額した | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|---|-----|--|-----|---------------|----|---|--|---|--|
| | | 38 | 集中改革プランからの継続 敬老会送迎助成金の減額 対象者 全員→送迎実績 | 教務課 | △ 周知 期間 | ○ | → | → | → | 平成20年度に132,000円を廃止した。 |
| | | 周知 | 実施 | 実施 | 実施 (完了) | — | | | | |
| | | 39 | 集中改革プランからの継続 京築地域視聴覚教育協議会 助成金の削減 | 教務課 | △ | ○ | → | → | → | 18,000円を16,000円に削減した。 |
| | | 検討 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | | | | |
| | | 40 | 新規 資源物集団回収奨励金の減額 | 住民課 | — | — | △ | ○ | → | 平成20年度の単価の見直しにより、115,000円の削減が図られた。(第3期四半期まで) |
| — | — | 検討 | 実施 | 実施 | | | | | | |
| 41 | 新規 人権・同和教育推進協議会負担金の減額 | 教務課 | — | — | ○ | → | → | 217,000円を100,000円に減額した。 | | |
| — | — | 実施 | 実施 | 実施 | | | | | | |
| 42 | 新規 ・京築教育委員研修会負担金の減額 ・築上郡社会教育振興会負担金の減額 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金の減額 ・築上郡PTA協議会負担金の減額 | 教務課 | — | — | ○ | → | → | 京築教育委員研修会負担金は19年度に廃止・築上郡社会教育振興会は20年度に解散・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金は19年度に99,337円を81,000円に、20年度に81,000円を66,939円に減額・築上郡PTA協議会負担金は19年度に廃止した。 | | |
| — | — | 実施 | 実施 | 実施 | | | | | | |

2. 組織・機構関係 (1)時代に即応した総合的、機能的【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|---|----|----------|--------------------------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 総合調整会議 の開催 | 各課横断的な事業については、各課からの依頼に応じて随時開催する。 | 43 | 継続 | 行政運営の総合性、機動性を発揮する。 | 企画財政課 関係課 | ○ | → | → | → | → | ◎平成21年度開催回数(8回)※2月末現在 ・プレミアム付商品券への補助に関する協議(1回) ・地上デジタル放送受信のための支援に関する協議(1回) ・空き家実態調査事業に関する協議(1回) ・長野県下條村視察研修に関する協議(2回) ・商工会との行政懇談会に関する協議(1回) ・督促手数料、延滞金徴収条例に関する協議(1回) ・庁内LAN更新に関する協議(1回) |
| 土地利用計画 の検討 | 都市計画、農業振興地域整備計画の見直しに向けた総合的な土地利用計画を策定する。 | 44 | 継続 | 平成22年度を目標に都市計画、農業振興地域整備計画を見直す。 | 企画財政課 産業建設課 関係課 (産業経済課 建設課) | △ | △ | 事業着手 | → | → | 「吉富町都市計画マスタープラン」の策定を5月号の広報よしみでお知らせした。 都市計画用途地域は見直し可能なところより段階的に行う。 農業振興地域整備計画については、ほ場整備事業を推進している。事業終了後に農業振興地域整備計画の変更に着手したい。また、今後具体的な都市計画用途地域・農業振興地域の見直し等に向けて町全体の土地利用計画が必要となる。 |
| 各種審議会へ の女性委員の 登用 | 男女共同参画社会の形成に向けて審議会への女性委員の積極的登用を引き続き行う。 | 45 | 継続 | 執行機関も含めた各種審議会への女性委員の登用を積極的に行う。 | 住民課 (総務課) | 11% (37人) | 12% (40人) | 12% (42人) | 13% (45人) | 14% (49人) | 今年度は、財政検討委員会に2名、環境審議会に6名、合計8名の女性を登用した。 |
| 機構改革 | 地方分権型社会の本格的到来により、より効率的・機能的な組織づくりを行う。 | 46 | 新規 | 課の統廃合を含めた機構改革を行う。 | 総務課 | — | — | △ | ○ | → | 6月、9月と町議会定例会に、「住民課」と「健康福祉課」の統合を行うための条例改正案を上程したが、議会の同意が得られず、未実施となった。 |
| | | | | | | — | — | 検討 | 実施 | 未実施 | |

3. 定員及び給与関係 (1)定員管理の適正化【③定員管理の適正化】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|--|----|----------|--|-----|------------|----|----|----|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 定員適正化 計画の推進 | 多様化する住民ニーズに応じて 増大する業務を的確に果たすた め、安易に職員増を行うことなく、 スクラップアンドビルドを基本と し、機構改革及び配置転換等 により効率的な業務執行体制の確 立を図る。 | 47 | 継続 | 定員適正化計画を推進し、 平成21年度までに職員定数 を現行の81名から79名に減 らす。 | 総務課 | 81 | 81 | 81 | 81 | 79 |
| | | | | | | 76 | 78 | 72 | 68 | 70 |
| 定員管理の 状況、数値目 標の公表 | 定員適正化計画の目標数 値や定員管理の状況を公 表する。 | 48 | 継続 | 定員管理の状況、数値目標 を年1回「広報よしみ」及び 町ホームページで公表する。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

吉富町財政健全化計画で、平成23年4月1日目標職員数を74名とし、定員の適正化を図っている。
平成21年4月1日在職職員数 70名

平成22年3月17日にホームページで公表。また、同様の内容を平成22年5月の広報よしみで公表予定である。

3. 定員及び給与関係 (2)給与の適正化【④手当の総点検をはじめとする給与の適正化】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|---|----|----------|---|-----|------------|----|----|----|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 職員の給与状 況の公表 | 職員の給与については、住 民の関心が非常に高まっている。 職員の給与の適切な運用 及び公表を行う等住民の納得 と支持が得られるよう務める。 | 49 | 継続 | 職員給与の状況を年1回 「広報よしみ」及び町ホーム ページで公表する。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

平成22年3月17日にホームページで公表。また、同様の内容を平成22年5月の広報よしみで公表予定である。

4. 職員の育成・確保 (1)人材育成の推進 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|--|----|------|------------------------------|-----|------------|-----|-----|-----|-----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 職員研修の計画的実施 | 職員の意識改革、自己啓発及びスキルアップを図るため、全職員を計画的に研修に派遣する。 | 50 | 継続 | 福岡県職員研修所の研修への計画的(3年間で全職員)派遣。 | 総務課 | 20% | 40% | 37% | 34% | 29% |
| | | | | | | 職員数 | 職員数 | 職員数 | 職員数 | 職員数 |
| 自己啓発シートの活用 | 自分自身を知り、自己啓発の必要性を把握するため、引き続き自己啓発チェックシートの活用を推進する。 | 51 | 継続 | 職員の自己啓発を推進する。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

職員70人のうち、18人(25.7%)が研修に参加した。育児休業中の職員及び業務の都合等で3年間に1度も研修に参加することができなかった職員が16名いる。職員数の削減が図られる中、通常業務を行いながら研修に参加することは困難になってきている。このような状況の中、今年度は、初めて独自研修として一般職の職員全員を対象に「法制執務研修」(土、日曜日開催)、全職員を対象に「人事評価研修」を実施した。しかし、住民ニーズの多様化と行政改革の急激な推進が行われる中、職員の意識改革は、必須事項であり、今後は、経験年数に応じた階層別の研修は従来の職員研修所に派遣しながら、平成21年度に行った休日を利用しての町独自の研修も行いながら、職員全体のスキルアップと意識改革に努める。

庁内LANの定型文書に登録している自己啓発チェックシートの活用により、自己啓発を推進した。

4. 職員の育成・確保 (2)多様な人材の確保 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|----|------|------------------------------|-----|----------------------|-----|-----|----|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 多様な人材の確保 | 専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。 | 52 | 継続 | 専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。 | 総務課 | 欠員が生じた場合に必要に応じて採用する。 | | | | |
| | | | | | | 実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 実施 |

平成21年4月1日職員数は70名(派遣を含む)で財政健全化計画の目標職員数である74名に対し、4名の欠員、かつ、年度末2名の退職予定者がいるため、採用試験を実施し、平成22年4月1日4名の職員を採用予定である。

5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (1) 窓口における対応の改善と行政サービスの総合化【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|----|------|---|-----|------------|----|----|----|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 応接マニュアルの配布 | 住民への適切な対応を徹底する。 | 53 | 継続 | 既存の応接マニュアルを必要に応じて改訂、配付し、住民への適切な対応に努める。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 総合的サービス提供体制の推進 | 住民サービスの向上及び住民の立場に立ったサービスの推進を図る。 | 54 | 継続 | 窓口業務については、関係課連絡のもと、職員が他課の窓口に出向き対応するなど、住民の立場にたったサービスを引き続き推進する。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (2) インターネットの活用【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|--|--|------|--------------|-------|--|----|----|---|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| ホームページの内容の充実 | インターネットを積極的に活用し、行政サービスの向上及び常に新鮮な情報の提供に努める。 | 55 | 継続 | ホームページの内容の充実 | 企画財政課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | | | | | 平成18年3月から導入した管理システムにより、各課において最新情報の入力と管理が可能な状態となっており、住民に向けさまざまな情報発信ができた。今後は、本町の良さをさらにPRしていくため、主に取り組んでいる事業や、さまざまな魅力などを分かりやすく掲載していくなど、更なる内容の充実を図っていく。 | | | | |
| 56 | 新規 | 例規システムの町ホームページへの掲載 | 総務課 | — | — | ○ | → | → | 平成20年1月町ホームページへ掲載し、以後議会開催月の翌々月に最新版へ更新し、掲載を継続している。 | |
| | | | | — | — | 実施(完了) | — | — | | |
| 57 | 新規 | 町のホームページに図書室の蔵書検索サイトをリンクし、毎月1回、蔵書情報を更新し利用者に提供する。 | 教務課 | — | — | △ | ○ | → | 町のホームページに図書室の蔵書検索サイトをリンクし、毎月1回、蔵書情報を更新し利用者に提供した。 | |
| | | | | — | — | 検討 | 検討 | 実施 | | |

5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (3) 情報システムやネットワークの活用 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|----|------|---|-------|------------|----|----|----|----|---|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 文書管理システム・電子決裁の導入 | 現在、紙による管理で散在している文書情報を統一し、電子データとして保存、管理を行う。また、決裁においても市内LANを活用し、電子決裁システムを導入する。 | 59 | 継続 | 文書管理システムの導入及び電子決裁の導入 | 総務課 | ○ | → | △ | ○ | → | 平成21年度においても、公文書がほぼ紙にて送付されている現状は変わらず、約1,500万円かかると予想される文書管理・電子決裁システムの初期導入経費を考えると、現状では費用対効果を得られるとは考えにくい。将来的に電子文書の収受が本格的に開始されてからは、紙資源の節約・事務の軽減・公文書管理の徹底という観点から充分効果的であると考えられるため、引き続き国・県の動向を注視しながら検討を重ねる。 |
| | | | | | | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | 検討 | |
| 総合データバンク事業の推進 | 情報セキュリティに十分配慮しつつ、総合的な行政サービスの向上を展開する。 | 60 | 継続 | 総合データバンク事業の推進により、保健・福祉・医療の連携を強化し、総合的なサービスを展開する。 | 健康福祉課 | ○ | → | → | → | → | システム管理している健診データを活用し、健康教育として生活習慣改善教室(脂質異常予防・糖尿病予防コース)を実施し、2月からは生活習慣改善教室(健康づくり)を実施した。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |

6. 公正の確保と透明性の向上関係 (1) 行政手続の適正化 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|---|----|------|--|-----|------------|----|----|----|----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 行政手続条例の適正な運用の推進 | 行政手続条例の規定により定められた標準処理期間、審査基準等を遵守し、迅速・公平・透明な行政運営に努める。 | 61 | 継続 | 行政手続条例の適正な運用の推進を行い、新たにつくられる申請・処分には、遅滞なく基準等を設定し、公表する。 | 全課 | ○ | → | → | → | → | ◎21年度新たに設定した基準(平成22年2月現在) ・吉富漁港管理条例に基づく基準(1件) |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| 情報公開の推進 | 個人情報保護条例を遵守し個人のプライバシーの保護に十分配慮しながら、情報公開の推進を行い、開かれた町づくり・透明な行政の推進する。また、電子データによる文書交換、電子決裁システム、文書管理システムの導入に伴い、情報公開制度の効率的な運用を図るため、適正な文書管理を行う。 | 62 | 継続 | 国の情報公開法等を参考に必要に応じ吉富町情報公開条例の改正を行う。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → | 交際費の公表については、ホームページの掲載(毎月)と、総務課における閲覧受付(随時)を行っている(現在のところ、総務課での閲覧者はない)。条例の改正については、行っていない。 平成21年度 5件(平成22年2月末現在) |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |

| | | | | | | | | |
|--|--|----|----|---|-----|-----------|--------------------|--|
| | | 63 | 継続 | 国の個人情報保護法等を参考に必要に応じ吉富町個人情報保護の条例改正を行う。 | 総務課 | ○ → → → → | 実施 実施 実施 実施 実施 | 条例の改正については、行っていない。 今後とも条例の改正については、必要性が生じた場合、速やかに行う。 平成21年度 2件(平成22年2月現在) |
| | | 64 | 継続 | 文書の收受、回付、決裁、管理までの取扱いを明確にするため、文書管理規程を制定する。 | 総務課 | △ ○ → | 検討 未実施 未実施 未実施 未実施 | 整理番号No.59の項目でも述べたとおり、電子決裁システムの導入については流動的な部分が多いため、これに伴う規程の制定については今後の動向を注視するほかない。 電子決裁システムの導入については、上記記述のとおりであるが、文書管理については、県と市町村とが共同で公文書を保管する施設(「福岡県共同公文書館」)の建設計画が、平成24年秋の開館に向け進んでいる。この共同公文書館では、各自治体で保存期間が満了する廃棄予定文書の中から歴史的資料として重要な価値を有するものを選別して保管する予定であり、この選別作業を円滑に行うため、文書管理規程の整備、文書目録の作成を行うこととなる。本町では現在も「吉富町文書整理保存規程」に基づき公文書の適切な管理に努めているところではあるが、今後内容を精査し、時期を逸しないよう、必要に応じて改正等を行う予定である。 |

7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係 (1) 経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行 【⑧経費節減等の財政効果】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|----|--------------|---------------------------|----|-------------|----|----|----|----|---|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 経費全般について節減合理化と予算の厳正な執行 | 町が実施する全ての事務事業について点検を行い、事業の必要性や効果を検証し、その結果を毎年の予算に反映させる。 | 65 | 集中改革プランからの継続 | 事務事業評価システムを導入する。 | 全課 | △ システム確立 | ○ | → | → | → | 平成19年度に事務事業評価システムを導入した。その後毎年度、各課において全ての事務事業、負担金補助金について、事務事業評価シート、負担金補助金評価シートを作成し、必要性、効果等を検証している。平成21年度も事務事業評価シート、負担金補助金評価シートを作成し、各課において必要性、効果を検証した。 |
| | 電源OFFを推進し、光熱費の削減に努める。また、低料金のIP電話の導入を検討し経費の節減を図る。 | 66 | 集中改革プランからの継続 | OA機器を含め消灯、電源OFFを推進し光熱費を削減 | 全課 | ○ | → | → | → | → | 無駄な電灯の消灯、会議出席時におけるパソコン電源OFFなど引き続き、光熱費の削減に努めている。 |

| | | | | | | |
|------------------|--|----|---|-------|---------------------------------|--|
| | | 67 | 集中改革プランからの継続 IP電話導入により庁舎電話代の削減 | 総務課 | △ △ ○ ○ → 検討 検討 検討 検討 検討 | 平成21年度においてもIP電話の導入はしていない。行政においては常に安定した通話の確保が最優先であり、発展途上のIP電話技術については依然不安な面がある。一方、加入しているプランも随時見直しをおこなっており、今後とも経費節減を図るとともに、IP電話については技術発展の動向を注視しながら費用対効果を充分考慮し、引き続き検討を重ねる。 |
| | 普通会計の決算の状況を、企業でなじみのあるバランスシートの形式で作成し、一般に分かりやすく公表する。 | 68 | 継続 普通会計のバランスシートを作成し、年1回公表する。 | 企画財政課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成20年3月31日現在のバランスシートを、平成21年6月号の広報よしとみで公表した。 |
| 町民にわかりやすい財政状況の公表 | 法で定められた財政事情の公表とは別に、独自の様式で吉富町の財政状況をわかりやすく公表する。 | 69 | 新規 決算統計等をもとにして年2回、わかりやすい財政状況の公表に努める。 | 企画財政課 | — — ○ → → — — 実施 実施 実施 | 決算統計等をもとに、6月、11月に広報よしとみで財政状況を公表した。平成20年11月広報から、財政用語の解説を盛り込んでいるが、今後もさらに分かりやすく公表できるように改善していく。 |
| 人件費の削減 | 現在、常勤の特別職職員の給料は5%カット中であり今後も引き続き実施する。また、職員についても平成17年人事院勧告を踏まえ、平成18年度以降の職員給与体系の抜本の見直しを行い人件費の削減を行う。非常勤の特別職の委員についても同様に見直しを行う。また、公共施設については、住民サービスの向上を図るとともに、人件費等の削減を行うため、町の全ての施設について、民間委託を検討する。 | 70 | 集中改革プランからの継続 常勤の特別職職員給与の削減 | 総務課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を年間3.0月から2.75月へ減額した。 |
| | | 71 | 集中改革プランからの継続 職員給与の削減 | 総務課 | ○ → → → → 実施 構造改革実施 実施 実施 実施 | 平成20年度中の退職者が4名いたが、平成21年度の採用を2名とし、総人件費の削減に努めた。また、人事院勧告に基づき平均0.15%の給料表の改定及び賞与の支給月数を4.5月から0.35月減額し4.15月とした。 |
| | | 72 | 集中改革プランからの継続 附属機関の委員等の報酬等の見直し | 全課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度から非常勤の特別職の報酬改定を実施した。 |
| | | 73 | 集中改革プランからの継続 職員出張旅費の見直し | 総務課 | △ ○ → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度から日当支給額及び支給地域等が変更となった。これにより、平成20年度年間およそ779円の削減が図られ、平成21年度では、610千円(2月末現在)の削減が図られた。 |

| | | | | | | | |
|--|--|----|--------------|-----------------------|----|-------------------------------|---|
| | | 74 | 集中改革プランからの継続 | 公共施設の管理を民間委託を含め再検討する。 | 全課 | ○ → → → → 条例改正 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度から行っている天仲寺公園の管理業務委託について、平成19年度実績(1,080,000円)対比397,500円の削減見込である。 |
|--|--|----|--------------|-----------------------|----|-------------------------------|---|

7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係 (2) 税収納率の向上等自主財源の確保 【⑧経費節減等の財政効果】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|----|------|-------------|-----|------------|----|----|----|----|---|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 税収納率の向上 | 11月を「納税促進強化月間」とし納期内納付・早期完納を奨励する。 また、悪質滞納者に対しては、差し押さえ等による滞納処分を行い、更な収納率の向上を目指す。 また、住宅料については月1回の夜間徴収、年3回の催告書の発送及び住宅入居時の連帯保証人への納付催告を行い、収納率の向上を目指す。 | 75 | 継続 | 納税促進強化月間の設定 | 税務課 | ○ | → | → | → | → | 常時の徴収対応により、滞納分の徴収率の向上を目指す中、昨年同様10月から事前準備、11月に収納促進月間として収納及び徴収を重点的に実施した。 収納対策については、昨年同様文書催告は、10月中旬に行い電話催告や臨戸徴収を従来通り実施し、特に悪質な滞納者や長期滞納者については、従来方式の町職員単独による個別面談方式から福岡県地方税収対策本部北九州地区特別対策班(福岡県税務職員5人と市町村派遣に関する協定書を締結)と町職員との共同滞納処分事業として、預金調査(41件)、財産調査、給与調査等の事前調査を6月に実施し、更に12月上旬に追加の見直しを行い12月25日に14件の臨戸徴収を実施、その際担税能力の有無を検討した上で分納誓約書にて毎月の納税額を決定し、滞納の解消を図った。又、地方税法第48条第3項本文の規定より5件1,399,800円の個人の県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の引継ぎを完了し現在徴収業務を遂行中。 ・原則、夜間徴収は廃止の方針であります、必要に応じて適時実施しております。 ・収納件数10月19日から30日 136件 11月 259件 合計395件(対前年比12、5%増) ・収納金額10月19日から30日 2,258,700円 11月 4,674,830円 総計6,933,530円(対前年比2、8%増) |

| | | | | | | |
|-----------|--|----|-------------------------------------|------------|---------------------------------------|--|
| | | 76 | 集中改革プランからの継続 住宅料・保育料の長期滞納者への徴収強化 | 健康福祉課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 催告書の送付 ・住宅料 17年度滞納分収納額 2,031,500円 18年度滞納分収納額 2,021,000円 19年度滞納分収納額 6,512,600円 20年度滞納分収納額 1,600,100円(2月末現在) ・保育料 17年度滞納分収納額 410,500円 18年度滞納分収納額 245,860円 19年度滞納分収納額 806,000円 20年度滞納分収納額 292,600円(2月末現在) |
| 自主財源の確保 | 町の財政収入確保のため、有料広告を募集する。 | 77 | 集中改革プランからの継続 町ホームページに広告掲載 | 企画財政課 | △基準設定募集 ○ → → → 基準設定募集 実施 実施 実施 実施 | 平成19年度から1枠5,000円(全4枠)で募集している。3月末現在全ての広告枠が埋まっている。 |
| | | 78 | 集中改革プランからの継続 町広報誌に広告掲載 | 教務課 | △基準設定募集 ○ → → → 基準設定募集 実施 実施 実施 実施 | 4件、35,000円の応募があった。 |
| 受益者負担の適正化 | 受益者負担の原則に立ち、現在使用料免除や無料となっている行政サービスについても、電気代等の実費相当額等、適正な使用料等の徴収をする。 | 79 | 集中改革プランからの継続 道路、河川占用料の見直し | 産業建設課(建設課) | △ △ ○ → → 検討 条例改正 実施 実施 実施 | 道路、河川占用料の見直しについては、ともに平成19年度に実施済み。更に国、県の動向に留意し平成21年度に見直しを行い平成22年度より施行する。 漁港占用料については、平成19年度から公共工事による利用の場合も占用料を徴収することとしたことにより、平成21年度3件86,000円(予定)の収入があった。 |
| | | 80 | 集中改革プランからの継続 吉富フォーユー会館使用料の見直し | 教務課 | △ △ ○ → → 検討 検討 実施 実施 実施 | 平成19年度から新減免基準制定により文化協会等任意団体についても使用料を徴収することとした。 |
| | | 81 | 集中改革プランからの継続 吉富町体育館・武道館使用料の見直し | 教務課 | △ △ ○ → → 検討 検討 実施 実施 実施 | 平成19年度から新減免基準制定により町内者についても使用料を徴収することとした。 |
| | | 82 | 集中改革プランからの継続 よしみ憩いのやかたの有料化 | 教務課 | △ △ ○ → → 検討 検討 実施 実施 実施 | 平成19年度から条例改正により使用料を徴収することとした。 |

| | | | | | | |
|--------|---|--|--|--------------------------------------|--|---|
| | | 83 | 集中改革プランからの継続 住民健診の一部負担金の導入 | 健康福祉課 | △ 周知期間 ○ → → → 周知 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度見直し実施済みである。 |
| | | 84 | 集中改革プランからの継続 住民健診において、要精密とされた方の病院で行う精密検査料の助成の廃止 | 健康福祉課 | △ 周知期間 ○ → → → 周知 実施(完了) - - - | 平成18年度から助成金の交付を廃止した。 |
| | | 85 | 集中改革プランからの継続 セカンドライフセミナー事業の利用者負担の徴収 | 健康福祉課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度同様参加者負担金として1人あたり3,000円徴収した。 |
| 定住化の促進 | 生活環境の整備(公共下水道事業計画の確実な実施)や企業立地を促進し雇用を確保することにより定住化の促進を図る。 また、未利用町有の売却も併せて行う。 | 86 | 集中改革プランからの継続 定住化促進助成制度の創設 | 企画財政課 | △ 条例制定 ○ → → → 条例制定 実施 実施 実施 実施 | 自分が住むための住宅を新築、建替え又は購入された方に、家屋に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付している。平成18年中家屋取得者28人、19年取得者18人を現在交付対象者として登録しており、平成20年取得者18人の登録を見込んでいる(この内、町外からの転入者22人)。通知や広報よしとみへの制度概要掲載など周知に努めている。 |
| 87 | | 集中改革プランからの継続 公共下水道の整備目標面積を各年度10haとする。 | 上下水道課 | ○ → 10ha 10ha 10ha 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成21年度見込み 10ha 平成16年度実績 6.77ha 平成17年度実績 2.62ha 平成18年度実績 5.86ha 平成19年度実績 6.85ha 平成20年度実績 7.13ha 今後も住環境の整備、水質保全のため事業をすすめていく。 | |
| 88 | | 継続 雇用の確保 | 企画財政課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 吉富町企業立地促進条例に基づく奨励金制度を活用して、企業の新設や既存企業の増設を奨励している。本年度は、新設1社1件、増設1社4件に奨励金を交付し、新たに1社1件を奨励事業所に指定した。また、緊急雇用対策として6名の臨時職員を雇用した。 | |

| | | | | | | | | |
|--|--|----|----|-----------|-------|-----------|----------------|--|
| | | 89 | 継続 | 未利用町有地の売却 | 企画財政課 | △ ○ → → → | 検討 実施 実施 実施 実施 | 鈴熊分譲宅地は、3区画中2区画が売れ残っている。これについては、売却条件(購入後2年以内に住宅建築)の緩和、販売価格の見直しを検討している。3月に公表される地価公示を基に販売価格を見直し、再度、募集する予定である。 昨年販売を開始した天仲寺山下町有地は、面積が広く、景気の悪化による土地取引の低迷により買手が付いていない。 |
|--|--|----|----|-----------|-------|-----------|----------------|--|

8. 会館等公共施設関係 (1) 既存施設の有効活用 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|----|------|---|------------------|------------|----|----|----|-----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| ふるさとセンターの有効活用 | 駅舎と一体の立地環境を生かしたふるさとセンターの有効活用を図るため、「広報よしとみ」を通じて町内サークル、団体に呼びかけ利用を促進する。 | 90 | 継続 | ふるさとセンターのより有効的な活用を図る。 | 産業建設課 (産業経済課) | ○ | → | → | → | → | 平成21年度に駅前整備計画に併せ有効活用を図るため公募委員により意見聴取を行い、オープンスペース化等の改修計画を策定した。今後は、この改修計画に沿って今後、駅前整備事業として改修を行い、ふるさとセンターの有効的な活用を図る。 |
| よしとみ憩いのやかたの有効活用 | 各サークル活動や子ども体験活動の場として継続して有効活用・利用促進に努める。また、異世代交流の場としても有効的な活用をする。 | 91 | 継続 | ・サークル活動の有効活用及び利用促進に努める。 ・異世代交流の場の提供を図る。 | 教務課 | ○ | → | → | → | → | 陶芸サークル4団体、囲碁・将棋クラブ各1団体が活動中。陶芸・将棋は、毎月2回吉富キッズクラブで指導し、世代間交流も図った。 |
| 小学校講堂の有効活用 | 町体育館の夜間利用の飽和状態を解消するため、小学校講堂の有効活用を図る。 | 92 | 新規 | 教育委員会が支援育成する団体等について、講堂を夜間開放し、受益者負担の原則に則り、有料化する。 | 教務課 | — | — | △ | ○ | → | 管理・施設上問題があったため、町体協所属の少年スポーツ団体にのみ開放。町体育館の夜間利用は、利用区分等の見直しにより飽和状態が解消されているため、一般開放及び有料化は当分見送る。 |
| | | | | | | — | — | 検討 | 検討 | 未実施 | |

8. 会館等公共施設関係 (2) 公共施設の管理運営の効率化 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|----|------|--|-----|------------|----|----|----|----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 吉富フォーユー会館の充実と効率的な活用 | 生涯学習の拠点施設として、住民のニーズに対応した学習講座や教室を開設し、また、文化・芸術に親しむ機会の提供の場として、コンサート・講演会等を開催し、更なる有効かつ効率的な活用に努める。 | 93 | 継続 | ・生涯学習講座、1日教室を住民の要望を取り入れ実施する。 ・住民がパソコンやインターネットを活用できる能力取得の支援をする。 ・他課と連携し、コンサート・講演会等自主事業の更なる充実を図る。 ・キッズ事業や各種学習講座等文化・芸術に親しむ場の提供をする。 | 教務課 | ○ | → | → | → | → | 学習講座や1日教室の開設、キッズ事業実施等多様な生涯学習に参加する機会を提供し、また、学習の場としての茶道、謡曲等住民サークルが幅広く活用した。ホールは、各種式典、カラオケ大会等に活用した。◎20年度利用者数:38,733人 ◎21年度利用者数見込:38,086人(22年2月末現在) |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------|--|----|----|---|----------------------------|-----------------------------|---|
| 吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用 | 健康と福祉に関する拠点として、住民ニーズに対応した運用を行い、より有効的な活用を図る。 | 94 | 継続 | 各種検診、健康教育等の充実、健康づくり自主組織グループ、子育てグループの活動促進のため、引き続き柔軟な運用を図り、吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用を図る。 | 健康福祉課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 引続き健康づくりの拠点として活用している。今年度から新規の健康づくり自主組織グループも利用し、充実してきている。平成21年度利用者 2月末5,572名(年間見込み6000名) |
| ボランティアの協力による漁港清掃活動の推進 | ここ数年定着してきたボランティアの協力による吉富漁港と吉富海岸の清掃活動を引き続き行う。 | 95 | 継続 | 毎年7月の海の日に清掃活動を行う。 | 住民課 産業建設課 (産業経済課建設課) | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 例年同様、住民課、産業建設課、上下水道課、教務課と調整を図りながら、一般ボランティア、議会議員、漁業関係者、遊漁船所有者、町内土木業者など町内ボランティアと7月19日に吉富海岸及び吉富漁港の清掃活動を実施した。 |

9. 公共工事関係 (1) 公共工事コスト縮減 【⑧経費節減等の財政効果】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|----|-----------------|-----------------------|----------------|-----------------------------|---|----|----|----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 見直し 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 公共工事コスト縮減 | 国県の公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を準用し、工事コスト縮減に努める。 | 96 | 継続 | 公共工事コスト縮減の推進 | 産業建設課 (建設課) | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 昨年度同様に、直接的な工事コスト縮減については、計画段階、設計段階での経済的な検討を行い、また社会的なコスト削減については、舗装工事におけるリサイクル材を使用し廃棄物の発生抑制を図り、工事使用重機に排出ガス対策機械の使用義務を行い環境負荷の低減に努めた。 | | | | |
| | 設計基準、構造基準及び指針等の改定が行われた場合は、速やかに反映させ、引き続きコスト削減を図る。 | 97 | 継続 | 可能な限り、下水道工事のコスト縮減を図る。 | 上下水道課 | ○ → → → → 実施 実施 実施 実施 実施 | 平成20年度決算で、10.2%、約30,000千円の縮減効果があった。 | | | | |

9. 公共工事関係 (2) 公共工事の入札手続の改善 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|----|-----------------|--|----------------|-----------------------------------|--|----|----|----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 見直し 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 公共工事の入札手続の改善 | 良質な公共工事の確保とより一層の公平性、透明性及び競争性の向上を図る。 | 98 | 継続 | 国において地方自治法の施行令や政省令の改正をし、国交省がマニュアルを作成する方針であり、それを受けて一般競争入札要綱を整備し、試験的に実施する。 | 産業建設課 (建設課) | ○ → → → → 実施 実施 要綱 制定 実施 実施 | 平成20年度において、関係課及び吉富町建設工事指名登録委員会にて検討し「吉富町制限付一般競争入札試行要綱」を策定し試行実施した。その後、総合評価方式や最低制限価格の導入などを含め総合的な改正を検討中。 | | | | |

10. 広域行政関係 (1) 広域的な行政体制 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|-----|----------|----------------|----------------|------------|----|----|----|----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 広域的な行政体制の強化 | 広域的共同処理事業において、費用対効果を常に見据え、一部事務組合の効率的な運営を図る。 | 99 | 継続 | 広域行政の効率的運営 | 全課 | ○ | → | → | → | → | 消防、休日急患、ごみ処理、し尿処理など複数の市町村が広域的に取り組んだ方が効果的な事務は、一部事務組合を組織し共同で事務処理を行っている。 また、一部事務組合の負担金は、極めて大きな支出となっているため、一層の効率的運営、経費の削減に向け、構成市町に働きかけを行う。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| | 建設工事に伴い発生する土等の建設副産物を豊前土木事務所と管内市町村で連絡調整し、管内工事において再生資源として有効利用する。 | 100 | 継続 | 建設副産物の広域的利用の促進 | 産業建設課 (建設課) | ○ | → | → | → | → | 毎年度、福岡県建設副産物対策連絡協議会内の豊前土木事務所を中心とした築上地区建設副産物対策連絡部会において、管内市町村等の建設発生土量データの集計を行い再生資源として有効利用に努めた。しかし、本町については、建設工事に伴い発生する土等の建設副産物の搬出、搬入はなかった。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |

11. 行政改革推進状況の公表 【⑨その他】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | | |
|---------------------------------|--|-----|----------|---|-----|------------|----|----|----|----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 区分 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 行政改革推進進捗状況の公表 | 行政改革を確実に実施するため、その実施状況について、毎年1回定期的に行政改革推進委員会により点検・評価を行うとともに住民に公表する。 | 101 | 継続 | 行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、行政改革推進委員会により点検・評価を行う。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → | 毎年1回年度末に行政改革推進委員会により点検・評価を行い、行政改革の確実な実行を図った。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |
| | | 102 | 継続 | 行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、「広報よしとみ」及び町ホームページで公表する。 | 総務課 | ○ | → | → | → | → | 平成22年5月号の広報よしとみで公表予定である。 |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | |

●公営企業関係

1. 事務事業の見直し関係 (1) 事務事業の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | | | | | | 平成21年度進捗状況 |
|---------------------------------|------------------------------|----|-----------------------|---------------------------|-------|----|----|-----|-----|-----|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 見直し 区分 継続 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 水道料金の口座振替の推進 | 水道料金の口座振替の推進により、集金委託料の削減を図る。 | 1 | 継続 | 水道料金の口座振替の推進目標を各年度50戸とする。 | 上下水道課 | ○ | → | 50戸 | 50戸 | 50戸 | 平成21年度 口座振替届出 96戸 ◎平成22年2月末現在 1,181戸/2,738戸 (40.5%) |
| | | | | | | - | - | 実施 | 実施 | 実施 | |

7. 経費節減合理化等財政の健全化関係 (2) 税収納率の向上等自主財源の確保 【⑧経費節減等】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | | | | | | 平成21年度進捗状況 |
|---------------------------------|---|----|-----------------------|--------------------------------|-------|---------|---------------|----------|-------|-------|--|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新継 見直し 区分 継続 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 配水有収率の向上 | 町広報等を利用し、漏水情報の提供をよびかけることにより、漏水箇所の早期発見、修復し、有収率の向上を図る。また、簡単な宅内漏水発見方法も併せて掲載する。 | 2 | 継続 | 配水有収率を21年度に90%とする。 | 上下水道課 | ○ | → | 87% | 49% | 90% | 平成21年度は漏水調査、住民からの通報等で20件の配水管、給水管漏水修繕を実施した。 平成19年度実績 86.8% 平成20年度実績 84.2% 平成21年度見込 88.0% |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 87.6% | 87.0% | 88.0% | |
| 上水道事業の見直しと合理的経営の推進 | 企業会計の基本である独立採算に近づぐべく、上水道利用者負担を見直し経済性と公共性の調和を図り、水道事業経営に努める。 | 3 | 継続 | 水道料金を見直すことにより、一般会計からの補助金を削減する。 | 上下水道課 | △ 検討 | △ 周知 期間 | ○ | → | → | 平成20年4月からの料金改定の実施により、一般会計からの補助金は、今年度は、平成19年度実績(53,400千円)対比5,911千円の減額予定である。 一般会計補助金 平成19年度実績 53,400千円 平成20年度実績 48,089千円 平成21年度見込 47,489千円 |
| | | | | | | - | - | 周知 期間 | 実施 | 実施 | |
| 安心・安定的な上水道への加入促進 | 安心・安定的な上水道への加入促進と水道事業の円滑な実施を図る。 | 4 | 継続 | 上水道への加入促進目標を各年度20戸とする。 | 上下水道課 | ○ | → | 20戸 | 20戸 | 20戸 | 平成21年度工事实績 40件(平成21年12月末現在) 上水道の加入促進により、 平成19年度工事实績 32件 平成20年度工事实績 37件 平成21年度工事实績 45件(平成22年2月末現在) |
| | | | | | | 29戸 | 21戸 | 32戸 | 37戸 | 40戸 | |

9. 公共工事関係 (1) 公共工事コスト縮減

【⑧経費節減等の財政効果】

| 目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標 | | | | | | 平成21年度進捗状況 | | | | |
|---------------------------------|--|----|----------------------------|-----------------------|-------|---|----|----|----|----|
| 事務事業 | 基本的考え方 | 番号 | 新 継 区 分 継 続 | 目標 | 所管 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 上水道工事の コスト縮減 | 現在実施している町道水道管の埋設深の浅層化を確実に実施し、コストの縮減を図る。 埋設深 0.8m～0.6m | 5 | | 可能な限り、上水道工事のコスト縮減を図る。 | 上下水道課 | ○ | → | → | → | → |
| | | | | | | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | | | | | 今年度発注した配水管布設替工事、配水管拡張工事においても、埋設深0.8m～0.6mで施工し、コストの縮減に努めている。 | | | | |

●事務事業の民間委託

| | | 本庁舎の清掃 | 本庁舎の夜間警備 | 案内・受付業務 | 電話交換業務 | 公用車運転 | し尿収集 | 一般ごみ収集 | 学校給食 | | 学校用務員事務 | 水道メータ検針 | 道路維持補修・清掃等 | ホームヘルパー派遣事業 | 在宅配食サービス | 情報処理・庁内情報システム維持 | ホームページ作成・運営 | 給与計算事務 |
|-----|-------|--------|----------|---------|--------|-------|------|--------|------|----|---------|---------|------------|-------------|----------|-----------------|-------------|--------|
| | | | | | | | | | 調理 | 運搬 | | | | | | | | |
| 吉富町 | 16年度末 | △ | △ | ◇ | ◇ | ◇ | - | ○ | ◇ | - | - | ◇ | △ | ○ | ○ | △ | △ | ◇ |
| | 今後3年間 | 取組目標 | | | | | | | | | | ★ | | | | | | |
| | | 実施年度 | | | | | | | | | | | 20 | | | | | |

備考)16年度末 〇:全部委託 △:一部委託 ◇:外部委託未実施 -:事務事業がない
 今後5年間 ●:全部委託 ▲:一部委託 ■:廃止 ★:あり方を検討

(進捗状況報告:平成20年度)

・水道メータ検針の民間委託について

職員が直接検針を行うことにより、漏水等が早期に発見でき、ロスの発生を少なくするとともに、利用者にも速やかな対応・対応ができていた現状を考慮すると、職員の負担はあるが、民間委託を行わず、当面現状維持で業務を行うことの方がメリットが大きいと判断し当分の間民間委託は行わない。